

死後事務委任契約公正証書（サンプル）

本公証人は、委任者「甲」及び受任者「乙」の囑託により、令和〇年〇月〇日、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、令和〇年〇月〇日、甲の死亡後における事務を委任し、乙はこれを受任する。

第2条（委任事務の範囲）

1 甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下「本件死後事務」という。）を委任する。

- (1) 親族等関係者への連絡事務
- (2) 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬、永代供養に関する事務
- (3) 医療費、入院費、老人ホーム等の施設利用料等その他一切の債務弁済、公租公課等債務の清算事務
- (4) 入院保証金、施設等入所一時金その他一切の残債権の受領
- (5) 家財道具及び生活用品の処分に関する事務
- (6) 行政官庁等への各種届出及び取下事務

- (7) 火葬許可書その他の各種書類の受領事務
- (8) 相続財産清算人の選任申立事務
- (9) 以上の各事務に関する費用の支払事務

2 甲は、乙に対し、前項の事務処理をするに当たり、乙が復代理人を選任することを承諾する。

第3条（費用の負担）

乙が本件死後事務を処理するために必要な費用は甲の負担とし、乙は、相当な額を甲からあらかじめ受け取ることができる。

第4条（報酬）

乙による本件後見事務処理は、無報酬（無料）とする。

第5条（契約の変更）

甲又は乙は、甲の生存中、いつでも本契約の変更を求めることができる。

第6条（契約の解除等）

1 甲及び乙は、いつでも本契約を解除することができる。

2 甲の相続人は、本契約を解除することができない。

第7条（委任者の死亡による契約の効力）

甲が死亡した場合においても、本契約は終了せず、
甲の相続人は、委任者である甲の本契約上の権利義務を承継するものとする。

第8条（契約の終了）

本契約は次の場合に終了する。

- (1) 乙が、死亡又は破産手続開始決定を受けたとき
- (2) 乙が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 本件死後事務の全ての事務が終了したとき

第9条（報告義務）

乙は、甲の相続人に対し、本件死後事務終了後1
か月以内に、本件死後事務に関する次の事項について
書面で報告する。

- (1) 本件死後事務につき行った措置
- (2) 収支の状況

以上